

## 塚原台地区自治会 防災組織規約

(名称)

第1条 本組織は、「塚原台地区自主防災会」(以下、「本会」と称する)。

(事務所の所在地)

第2条 本会の本部及び事務局は、塚原台公民館内に置く。

(目的)

第3条 本会は、塚原台地区において、防災・避難・救出・救護の知識を普及させるため、各種の訓練を実施するとともに、地震・火災・風水害その他の災害が発生した場合、被災の拡大防止と軽減を図る活動を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 防災に関する知識の普及
2. 災害予防
3. 災害発生時における情報の伝達・水防・初期消火・救出・救護・避難誘導等の応急対策
4. 防災訓練の実施
5. 防災資機材等の備蓄
6. その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第5条 本会は、塚原台地区内の全居住者をもって構成する。

(役員及び役員の任期)

第6条 本会に次の役員を置く。

- |        |    |                             |
|--------|----|-----------------------------|
| 1. 会長  | 1名 | —— 塚原台地区自治会長がこの任にあたる。       |
| 2. 副会長 | 2名 | —— 副会長(自治担当) 及び安全部長がこの任に当る。 |
| 3. 記録  | 1名 | —— 総務部長がこの任にあたる。            |
| 4. 班長  | 5名 |                             |

2、役員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。

3、欠員補充による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4、本会の役員は、防災組織編成の班長までとする。